第三の一中「に重点を置いた保健事業を推進すべきである。」を「を重視し、生活習慣病の改善に向けた働きかけを行うとともに、小児期からの健康な生活習慣づくりにも配慮する必要がある。」に改め、「必要である。」の次に次の段落を加える。

更に、組合は、組合員等の特性に応じた保健事業の効果的かつ効率的な推進を図るため、健康診査の結果、診療報酬明細書等から得られる情報、各種保健医療統計資料その他の健康や医療に関する情報を活用して、ＰＤＣＡサイクル（事業を継続的に改善するため、Ｐｌａｎ（計画）―Ｄｏ（実施）―Ｃｈｅｃｋ（評価）―Ａｃｔ（改善）の段階を繰り返すことをいう。）に沿った事業実施に努めるとともに、その事業の実施に当たっては、費用対効果の観点も考慮した上で実施することが必要である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第七百五十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十六年三月十日　第二十八号

二　登録認定機関の名称及び住所

公益財団法人日本食品油脂検査協会　東京都中央区日本橋浜町三丁目二十七番八号

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類

マーガリン類等（マーガリン類及びショートニング）、精製ラード並びに食用精製加工油脂

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

国内

(2)　認定を行う事業所の所在地

東京都中央区日本橋浜町三丁目二十七番八号

○農林水産省告示第七百五十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十六年三月十日に消滅したものとみなされる。

平成二十六年六月十三日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号　第23165号
2　登録年月日　平成26年３月10日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　07FHB002
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
HYBRIDA S.R.L.
SANREMO (IM) STRADA VILLETTA 19 cap 18038 ITALY

1　登録番号　第23170号
2　登録年月日　平成26年３月10日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　コプチガトー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社ミヨシ
東京都世田谷区八幡山２―１―８

1　登録番号　第23182号
2　登録年月日　平成26年３月10日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　SAKCAR100
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社サカタのタネ
神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号

1　登録番号　第23219号
2　登録年月日　平成26年３月10日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　PE-８-2644
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Danziger Dan Flower Farm
Moshav Mishmar Hashiva 50297, Israel

1　登録番号　第23222号
2　登録年月日　平成26年３月10日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　PE-０-3766
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Danziger Dan Flower Farm
Moshav Mishmar Hashiva 50297, Israel

1　登録番号　第23229号
2　登録年月日　平成26年３月10日
3　農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　BALSUNPADE
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社エム・アンド・ビー・フローラ
山梨県北杜市小淵沢町上笹尾3181―４

○農林水産省告示第七百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県日光市倉ケ崎字沢小屋一〇七一から一〇七七まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字沢小屋一〇七一から一〇七七まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県日光市山久保一五七八、一六一六の二六、一六二四の一から一六二四の五まで、一六二五の七、一六二五の二一、一六二五の二二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年六月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県日光市東小来川一五一四の一、五〇六〇、五〇六三から五〇六五まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

東小来川一五一四の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）